

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第25-2号
7 上伊地環第31-1号
令和8年（2026年）2月4日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	リトリーブ株式会社 代表取締役 松川 寿彦 長野県飯田市三日市場 90 番地 1	
申請の区分（I）	産業廃棄物収集運搬業の新規許可	
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場 90 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類の	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○収集運搬（積替保管含む。）する産業廃棄物の種類： 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○積替保管施設の面積 廃油：0.32 m ² 、廃酸：0.48 m ² 、廃アルカリ：0.48 m ² 、 廃プラスチック類：0.8 m ² 、金属くず：0.8 m ² 、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.92 m ² ○保管上限 廃油：0.06 m ³ 、廃酸：0.1 m ³ 、廃アルカリ：0.1 m ³ 、 廃プラスチック類：1.44 m ³ 、金属くず：1.44 m ³ 、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：3.456 m ³ ○高さ上限 廃油：1 m、廃酸：1 m、廃アルカリ：1 m、廃プラスチック類：1.8 m、金属くず：1.8 m、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1.8 m

申請の区分（Ⅱ）		特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯田市三日市場 90 番 1
	② 廃棄物の処理施設の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○収集運搬(積替保管含む。)する特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	○積替保管施設の面積：5.76 m ² ○保管上限：10.368 m ³ ○高さ上限：1.8m
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲	長野県飯田市三日市場自治会
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	・飯田市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県飯田市三日市場 90 番地 1 リトリーブ株式会社事務所内 (期間) 事業計画協議の終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前 9 時から午後 5 時まで
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和 8 年 2 月 15 日 (日) 午後 1 時から (場所) 長野県飯田市三日市場 90 番地 1 リトリーブ株式会社
関係図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議の終了まで(土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年3月17日(火) 提出先 〒395-0155 長野県飯田市三日市場90番地1 リトリーブ株式会社 (意見書の写しを地域振興局にも提出ができます。) 【写しの提出先】 〒396-8666 長野県伊那市荒井3497 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- 条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- 提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。